

令和3年度 第2回臨時庁議要旨

日時：令和4年2月1日（火）
午後4時～午後4時50分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市総合交通計画の策定について（復興政策部）

本市においては、公共交通の将来的なあり方をまとめた「石巻市総合交通戦略」を平成27年度に策定し、計画期間を平成28年度からの10年間と定め、路線再編事業等の交通施策を実施しているが、一定の成果はあげられているものの、本市の交通課題はなお山積し、今後も利便性向上のための新たな施策等が必要な状況である。

この状況の中、令和2年11月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）」が改正され、地域の多様な輸送資源を総動員して地域の移動ニーズに細やかに対応する地域公共交通計画の策定が努力義務化されたことや、令和2年度での震災復興基本計画期間の終了等を踏まえ、現行の総合交通戦略の内容を大幅に見直す必要が生じた。

活性化再生法に基づき、地域の多様な輸送資源を総動員して地域の移動ニーズに細やかに対応するような公共交通の実現を目指して、現行の総合交通戦略を大幅に見直しすることとし、新たに「石巻市総合交通計画」を策定する。

(1) 主な内容

活性化再生法第5条に基づく地域公共交通計画（マスタープラン）である「石巻市総合交通計画」を新たに策定するもの。

【計画の目的】

地域の多様な輸送資源を総動員して地域の移動ニーズに細やかに対応するような公共交通の実現を目指すもの。

【対象地区】

市内全域

【計画期間】

令和4年度～令和8年度（5年間）

【計画書の構成】

第1章 計画の概要

第2章 地域公共交通の基本的な方針等

第3章 石巻市の地域公共交通の課題

第4章 目標達成に向けた具体的な施策

第5章 計画の推進方針

巻末資料 上位・関連計画の概要、本計画の策定経緯

(2) 今後の予定

令和4年2月～3月 パブリックコメント実施

【報告事項】

1 第2期石巻市教育振興基本計画の策定について（教育委員会）

教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興に係る施策の基本的な計画を定めることが求められており、本市では、平成29年に石巻市教育振興基本計画を策定し、様々な施策を展開してきた。

現行計画が今年度で期間満了するにあたり、近年の社会情勢の変化により新たに生じている教育課題に対応していく必要があるため、第2期石巻市教育振興基本計画を策定するもの。

(1) 主な内容

【計画策定の趣旨】

現行計画に基づく取組の成果と課題を検証しながら、近年におけるグローバル化の進展や少子高齢化をはじめとした社会情勢の急激な変化など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後5年間の教育施策の方向性を示すため、本計画を策定するもの。

【計画の位置づけ】

教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づける。

【計画期間】

令和4年度～令和8年度（5年間）

【計画の基本理念】

豊かな心を育み いのちを未来につなぐまち いしのまき

【計画の目標】

- 施策目標1 安全に安心して学べる教育環境整備の推進
- 施策目標2 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実
- 施策目標3 いのちを守る防災教育の推進
- 施策目標4 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進
- 施策目標5 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

(2) 今後の予定

- 令和4年2月 パブリックコメント実施
- 3月 石巻市教育委員会第3回定例会にて審議
第2期石巻市教育振興基本計画策定

【その他】

特になし

以上